

# 給食業務委託公募公告

うらやす和楽苑における令和4年4月よりの食事サービス提供事業者を公募致します。  
給食業務のノウハウを持った専門性の高い会社に委託することを前提に、その企画・提案内容と見積金額等総合的に評価し選考するプロポーザル方式にて実施致します。

令和 3年 8月12日

社会福祉法人東京栄和会  
理事長 鈴木 信 男

## 1 うらやす和楽苑給食委託業務公募概要

- (1) 委 託 主：社会福祉法人東京栄和会 理事長 鈴木信男
- (2) 委 託 内 容：うらやす和楽苑に於ける食事サービス提供全般(詳細は委託概要及び仕様書による)
- (3) 業務施工場所：千葉県浦安市当代島2丁目14-2 うらやす和楽苑厨房内
- (4) 契 約 期 間：令和4年4月1日から令和5年3月31日
- (5) 事 業 概 要：
  - ①特別養護老人ホーム（従来型多床室30床+ユニット型54床 計84床）
  - ②認知症対応型通所介護事業（1日定員12名、月曜日から土曜日）
- (6) 選 考 方 法：総合評価方式を取り入れたプロポーザル方式とする。
  - 1) 企画提案書に基づいたプレゼンテーションを実施、選考の対象とする。

## 2 公募参加資格要件（金額提示もあるため入札と同条件とする）

次に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規程に該当していないこと
- (2) 東京都内又は千葉県内の競争入札参加業者で物品等入札参加業者適格者名簿に登載されている者の内、指名停止措置要綱に基づく指名停止期間中である事など指名から除外する期間中でないもの
- (3) 経営不振の状態（会社更生法第30条第1項に基づき更生手続き開始の申し立てをした時、民事再生法第21条第1項に基づき再生手続き開始の申し立てをした時、手形又は小切手が不渡りになったとき等）にないこと
- (4) 東京都内又は千葉県内で入札し落札したにも関わらず契約辞退したことがない者
- (5) 東京都内又は千葉県内に契約締結権限がある本店又は営業所等があること
- (6) 当法人の役員と特別な関係がないこと

### 3 公募の手続き等

#### (1) 公告期間（参加申込み期間）

令和 3年 8月 12日から令和 3年 8月 25日まで（土日祝祭日を除く）の、午前 10時から午後 4時まで

#### (2) 仕様書の配付期間

令和 3年 8月 12日から令和 3年 8月 25日まで（土日祝祭日を除く）の、午前 10時から午後 4時まで（現場説明会については、参加業者個別にて相談の上設定する）

#### (3) 公募参加資格確認申請書の提出期間

令和 3年 8月 12日から令和 3年 8月 25日まで（土日祝祭日を除く）の、午前 10時から午後 4時まで。結果通知は令和 3年 8月 26日もしくは 27日、メールまたは郵送にて行う。

#### (4) 提出書類

##### ① 会社概要（パンフレットでも可）

##### ② 千葉県及び東京都内における特別養護老人ホームの給食業務受託実績一覧

##### ③ 新調理システム稼働受託実績一覧及び研修内容や実施に向けた取り組みがわかる資料

##### ④ 代行保証体制と賠償責任の保険の内容がわかる資料

##### ⑤ 緊急時を想定した組織的な取り組みを有し、災害等発生時の対応事例等

※①から⑤については、公募参加資格確認申請書と同時に提出のこと。本資料で書類選考を実施し、プロポーザル方式の選考対象となった事業者は当該施設に対するプレゼンテーション時に発表のこと

##### ⑥ 企画提案書

形式は自由であるが、法人が重要視している項目を概要に記載しているの、それらを網羅して作成のこと。用紙サイズはA4判とする。提出部数は8部

##### ⑦ 見積書

当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨て）を総額欄に記載すること

※⑥、⑦の提出〆切日：令和 3年 9月 17日（金） 午後 4時まで

#### (5) プレゼンテーション

##### 1) 日時及び場所

##### ① 日時 令和 3年 9月 28日（火） 午前 10時より午後 4時の間。時間については後日通知する

##### ② 場所 千葉県浦安市当代島 2丁目 14番 2号

社会福祉法人東京栄和会うらやす和楽苑内

##### ③ プレゼンテーションを希望しない場合は、辞退届を持参又は郵送により提出すること

##### ④ 参加者が1社である場合は、特別な事情がない限りこれを取りやめるものとする

4 委託業者の決定

給食業者委託選考委員会委員の評価表（点数制）に基づき、点数上位の業者から優先して交渉して理事会にはかり、承認を得て決定する。

5 契約の締結

受託業者は決定の日から7日以内に契約を締結しなければならない

6 問い合わせ先（申込先）

〒279-0001

千葉県浦安市当代島2丁目14番2号 社会福祉法人東京栄和会うらやす和楽苑 黒田、藤井

電話 047-380-0111 F A X 047-380-0121

E-MAIL : [kuroda@tokyoeiwakai.or.jp](mailto:kuroda@tokyoeiwakai.or.jp) 、 [fujii@tokyoeiwakai.or.jp](mailto:fujii@tokyoeiwakai.or.jp)